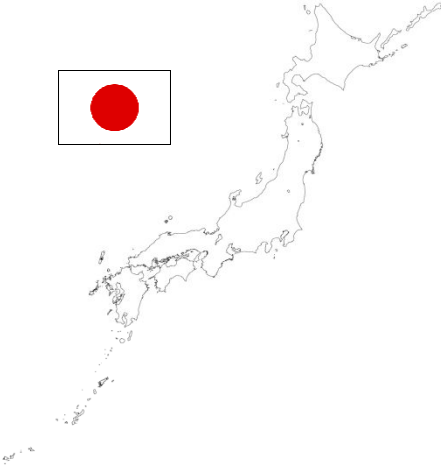
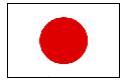


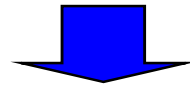
日・ルクセンブルク租税条約改正議定書

○ 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し、二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の国際協力の推進を通じ脱税を防止することを主な目的とするもの。

○ 我が国は、ルクセンブルクとの租税条約を1992年に締結。日・ルクセンブルク租税条約改正議定書は、両国間での脱税及び租税回避防止の観点から、現行の情報交換に関する規定(第28条)を国際標準たるOECDモデル条約に則した形に改正するもの。



OECD標準の情報交換規定に改正



脱税及び租税回避行為の防止

- ルクセンブルク進出の日本企業は17社。
- 対ルクセンブルク投資分野は、金融・保険業が中心。

現行条約の規定では、ルクセンブルク側は、銀行秘密に抵触する場合の情報提供を拒否することも想定されるが、今次改正によりOECD標準の情報交換規定に改正することで、このような情報提供を拒否することができなくなる。



- 日本進出のルクセンブルク企業は4社。
- 対日投資分野は、金融・保険業、卸売業が中心。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、47条約、58か国。

近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ること、情報交換規定をOECD標準に改正することなどを基本方針とし、原則としてこれに沿って交渉している。